

近世フランスの法と身体 : 教区の女たちが産婆を選ぶ

著者	長谷川 博子
学位授与年月日	2016-11-17
URL	http://doi.org/10.15083/00075032

(別紙1)

論文の内容の要旨

論文題目 近世フランスの法と身体
教区の女たちが産婆を選ぶ

氏名 長谷川 博子
(筆名：長谷川 まゆ帆)

本論文は、一八世紀後半のアルザス南部ヴォージュ山脈の小さな谷あいの村/教区に起きた、助産婦の選任をめぐる教区の女たちの紛争を対象にしている。ストラスブールでは1779年から地方長官によって助産術を教える無料講習会が開設されるが、講習会を修了して帰村した助産婦は農村の女房たちからは気に入られず、嫌悪と反発を呼び起こした。そのなかには教区を二分する対立となり、係争事件として表面化した事例もある。本論文は残存する司法行政文書 (Archives départementales, Haut-Rhin, C 1114) をもとに、これらの紛争における教区の「女房たち」「吏員たち」の意識と行動を探り、出来事の歴史的な意味を解明するものである。

構成は、序論と、本文(全六章)および結論からなる。

第1章では、扱う史料(紙文書)の性格や特質を整理するとともに、紛争の経緯を明らかにし、最後にこの出来事を読み解くために必要な、対象地域の時間的・空間的特質について触れた。

経緯の詳述では、残存する関係文書のうち文書数や叙述量の最も多いサン・タマラン溪谷のモーシュ (Moosch) 他三集落の事例に注目した。その結果、以下のことが明らかとなった。この事例では、講習会を経て職務に就いた助産婦に同じ教区の「女房 (=既婚女性) たち」から強い嫌悪と反発が表明された。「女房たち」及び村落共同体の「吏員たち」は合議を経て、以前からいた産婆を擁護する請願を行うが認められず、やがてその産婆が亡くなり助産婦の利用が強制されるや、女房たちは前の産婆の娘を選び直し、同じ講習会に送って修了証を得させた。その上でその娘を正式に教区の産婆として認めることを求めた。しかし地方長官はいまや二人となったこの教区の助産婦のどちらもその職務に留めることを命じたため、村落共同体の「女房たち」「吏員たち」はこれを不当な決定とみなし、あ

くまで最初の助産婦の罷免を求めて運動を継続し、ついにはヴェルサイユの国务会議にまで訴えを起こした。

バイイ（国王尚書）の説明によれば、こうした紛糾の原因は産婆を「教区の女たちの多数決で選ぶ」という規則が無視されていたことにあるという。ここから二つの謎が浮かび上がる。一つは「多数決による産婆の選択」という決め方のルールがこの地域に以前から存在していたのかどうか。存在していたのだとすれば、それはいかなるものであったのかという謎である。もう一つは教区の女房たちが受講生を新たに選び直し資格を取らせることでその娘が教区の産婆となることが認められたにもかかわらず、なぜその後も紛争が収束しなかったのか、「女房たち」「吏員たち」はこの当時、何を感じ考え、助産における何を守ろうとしていたのかという謎である。

第2章ではこの紛争の発端にある助産術の無料講習会について、開設に至る経緯と実施内容、養成された助産婦の性格を明らかにした。講習会を開設したのは1777年にアルザスに派遣されてきた地方長官ガレジエールであるが、彼は前任地でもサン・ディエに最初の講習会を開設している。それゆえロレーヌでの模索についても、エタンの補佐の報告書やデュ・クードレの巡回講習会の受け入れ、ナンシーの王立外科学協会とのつながり等から検討し、試みが徹頭徹尾フランス産科学の認識と実践に依拠するものであったことを明らかにした。

続く第3章、第4章では最初の謎について検討した。第3章では同じ司法行政文書のなかに含まれているベルフォールの補佐管区の紛争事例に着目し、それらとモーシュ他三集落の事例とを比較し、そこに共通するパターン、構図を明らかにした。その際、この管区の事例に含まれる女房たちを主体とする請願書をクローズアップし、その叙述と形態を検討した。明らかになったのは以下のことである。紛争の背景には助産婦の制度的確立の動きがまずありそれによって助産婦の選任が問題となってくること、各教区の司祭の選択は女房たちの選択とはしばしば一致しないが女房たちの意思表示に対して司祭が比較的柔軟にふるまった地域では紛争がそれ以上発展していないこと、また請願を通じて「当事者」である女房たちが自ら判断し「選び直す」ことの重要性が確認され、教会や王権の規範とともに選任における女房たちの参与の必要性が認識されていくこと、教区の助産婦を「女房たちの多数決で選ぶ」という選任のルールもこうした紛争を通じてようやく立ち上がってくることである。紛争はまさに、助産婦の制度化に際して「女房たち」がその選択の決

定への参与を勝ち取り、本来ありえたはずの「産婆を選ぶ自由」を回復していく運動であり、新たなルール生成の現場をさし示している。

第4章では、さらにロレーヌ南部の小教区ドン・ジェルマンの「誓約した産婆」をめぐる紛争事例をとりあげ、アルザス南部の事例と比較を試みた。この事例でも産婆が二重に選出されて教区を二分する対立が生じている。この点でアルザスの事例と共通した展開のパターンや構図が確認できる。しかしドン・ジェルマンでは1708年にロレーヌ・エ・バル公国の最高法院により教区の女房たちの多数が選んだ産婆こそ教区の唯一の産婆であるとの決定がなされ、多数決原理に基づく選任のルールが法的に認証されている。この点に差異があるが、両者はともに選任のルールが立ち上がってくる過程をさし示している。また「誓約した産婆」は未洗礼死産児を防ぎ教会の規範を遵守させる教会の産婆であるが、これと関連するロレーヌの奇跡儀礼サンクチュエール・ア・レピについても検討し、アルザスを含め未洗礼死産児の問題が世紀を通じて重要であり続けたことを示した。

次の第5章、第6章ではもう一つの謎の解明に取り組んだ。モーシュ他三集落では前の産婆の娘が助産婦として公認された後も紛争が鎮静せず、「吏員たち」があくまで最初の助産婦の罷免を求めて国務会議に訴え出たのはなぜかという謎である。バイイは後に、二人を同時に職務に留める決定は和解を求めたものだとして述べているが、モーシュの吏員たちが国王の法院へ請願を行ったのは、二人の助産婦を職務に留める決定それ自体が「不当である」と考えたからである。

その理由の一つとして吏員たちは「モーシュは八〇戸にすぎない、産婆二人は多すぎる」と語っている。バイイはこれに対してヴェッセリングの捺染工場によるサン・タマラン近辺の人口増を指摘し、二人を職務に留めることには根拠があると反論している。第5章では、モーシュ他三集落の吏員たちとバイイとの間にあるこの認識の差異に着目し、その齟齬がどこから生じていたかを考察した。

明らかなのは、一八世紀の前半に鉄鋼会社が、後半にはさらに捺染会社が到来し、溪谷は流入者による未曾有の人口増に見舞われ、それによって教区の内外の境界が揺さぶられていたことである。しかもこの時期、領主は鉄鋼会社に大量の樹木を売り渡し領民には森林や牧草地の利用を禁じたため、牧畜を糧とする農民の生存基盤は喪失の危機にさらされていた。世紀後半に樹木の価格が高騰すると森林や牧草地の監視が強められ、困窮はますます深まってもいた。領主と領民の関係はこの時期、確実に悪化していた。

一方、1762年にヴェッセリングに到来した捺染綿布の製造会社は樹木を必要とせず、経営拡大につれて困窮する農民に賃労働をもたらす生存のためのオールタナティブを提供していた。その一方で外部からの職人層の流入により男性の雇用不安が潜在した。また捺染製造は、家内紡糸でも工場内の筆描き工程でも多くの既婚/未婚女性の手仕事を不可欠としたため、賃金を得て生計を支える女性が急増していた。労働におけるジェンダーの境界線もゆさぶられていたと考えられる。

さらに1770年代後半になると森林問題がいよいよ高じ、中間役人の立ち位置にもゆらぎが生じ始めていた。世襲的に職務に就き領主制度の機構を支えてきたサン・タマランの区長（領主役人）が、禁を犯して森林に入る領民の違反を黙認し、領主から罰金を課せられ解雇されている。この元区長はやがて助産婦をめぐる紛争でも中心的な存在として現れる。また代々修道院尚書として領主の利害を守ることに腐心してきたバイイが森林をめぐる領民との紛争の途上で狼狽のはてに亡くなり、後任に王権との親和性が高い国王公証人が就いたことで、領主制を基盤とする秩序の安定性はさらにゆらいでいた。単純な因果連関では説明できないが、助産婦をめぐる紛争がバイイや地方長官の不当性をとことん問いつつ展開したことは、この時期の変動や境界のゆらぎと無縁ではない。

最終章では、不当性の根拠として語られた助産婦の施術そのものの危険性について当時の助産技法をめぐる論争や医学部社団の認識をもとに検証した。助産技法は一七世紀末から外科医たちによって経験的な知識が積み上げられてきたが、一八世紀後半にはさらなる転換期を迎えていた。この時期には産科学の確立と改良された鉗子や鉤の手の推奨/普及という変化があり、産褥熱で亡くなる産婦も急増していく。瘴気説の有力なこの時代には鉗子の使用と産褥熱との因果関係についての認識は皆無であり、道具使用が推奨されればさるほど産婦の命は危険にさらされた。さらに技法の変化に伴い助産婦と外科医（産科医）の関係もいっそう外科医中心に変化し、助産婦の養成によって外科医の介入する機会は確実に増えていった。助産婦の施術はかえって産婦の死を招いていたのであり、「女房たち」の判断には根拠があった。

「女房たち」や「吏員たち」は結局、バイイや地方長官の決定は危険であるとわかっている助産婦をなおもその職務に留めようとする不当なものであり、司祭や領主側の利害に加担する間違っただけのものとしてみている。ここでは森林や牧草地の利用における旧来の秩序回復への願いと女房たちの産婆を選ぶ自由の回復を求める運動とが深く結びついていったのである。